

## 復興特区支援利子補給金について

### ○ 概要

被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して、国が利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援するもの。

金融機関・民間事業者が利子補給金を活用するためには、地方公共団体が復興推進計画を作成し、国の認定を受ける必要がある。

### ○ 利子補給金の支給期間

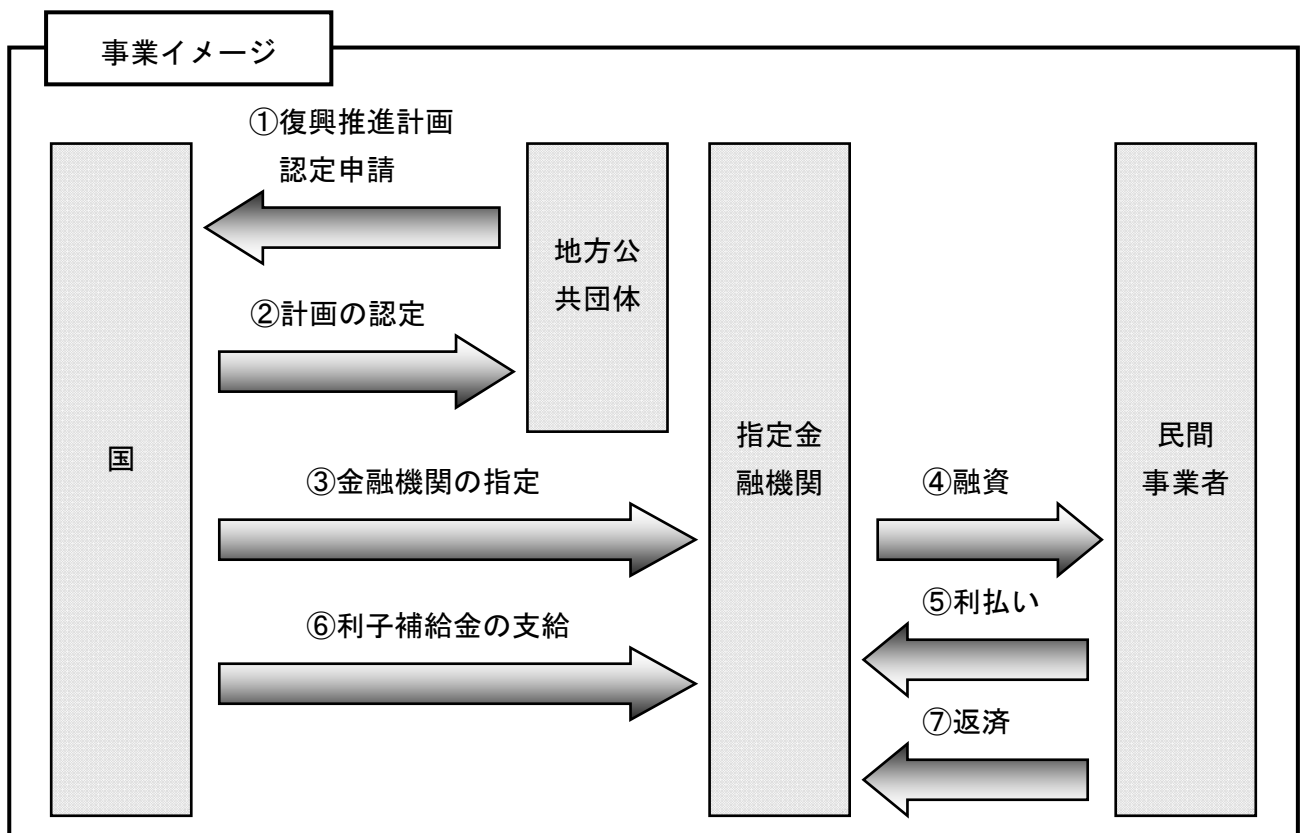
金融機関が事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間

### ○ 利子補給率

0.7%以内

### ○ 指定金融機関

対象となる金融機関は、復興推進協議会（地域協議会）の構成員となる必要がある（復興事業の検討に金融機関が加わることを想定）



※「東日本大震災復興特別区域法資料（平成24年2月復興庁）」をもとに事務局作成

## ○ 対象事業

復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業（下記①～⑨）のうち復興推進計画の目標を達成する上で中核となるもの

（東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第3号）

### 【内閣府令で定める事業】（東日本大震災復興特別区域法施行規則第2条）

- ①疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業
- ②農林水産業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業
- ③エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事業
- ④地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業
- ⑤新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、雇用機会の創出に資するもの
- ⑥地域産業の高度化又は活性化に寄与する事業であって、雇用機会の創出に資するもの
- ⑦貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業
- ⑧情報通信基盤の整備等に関する事業
- ⑨地域における公共交通機関の整備等に関する事業

※上記のほか、単独の事業者への融資合計額が3億円以上であることや、国による他の利子補給金と併用されていないこと等の要件がある。

## ○ 他団体の復興推進計画の認定事例（利子補給金関係）

認定日	地方公共団体	事業の内容
3月23日	宮城県塩竈市	冷凍冷蔵施設、製氷貯氷施設及び加工施設の整備 水族館及び付随施設の整備
4月20日	福島県会津若松市	伸銅品工場の設備増強
6月26日	青森県三沢市	冷凍食品製造工場の整備
10月12日	青森県八戸市	冷凍・冷蔵施設の整備
11月13日	福島県南相馬市	段ボール原紙製造設備の増強等

※認定された復興推進計画（復興庁公表）をもとに事務局作成。平成24年11月13日現在。